

日本イコモス国内委員会

# JAPAN ICOMOS INFORMATION

第3期 第7号 1996年12月 9日 発行

## 特集 ソフィア総会

委員長・石井 昭

ICOMOSの第11回総会は、これを記念する国際シンポジウムと併わせて、過日、ブルガリアの首都ソフィアにおいて開催されました。同国のイコモス国内委員会が文化省の支援を得て招致したもので、主会場には「国立文化宮殿」が当てられました。会期は10月5日から9日までの5日間でしたが、加えて、総会前の10月2日～4日に各種役員会議が開かれ、総会後の10日～12日にエクスカーションが催されましたので、それらを含めれば計11日間に及んでいます。

- 2日(水) 午前：ビューロー会議 午後：執行委員会議
- 3日(木) 午前：諮問委員会議 午後：諮問委員・執行委員合同会議 夜：国立歴史博物館見学
- 4日(金) 午前：諮問委員・執行委員合同会議 午後：地域別国内委員会代表者会議 国際専門分科委員会代表者会議 夜：ソフィア市長主催パーティー
- 5日(土) 午前：開会式 総会第一部 午後：シンポジウム「主題・文化遺産と社会変動」開会 ポスターセッション開幕 夜：文化大臣主催パーティー
- 6日(日) 午前：部会別シンポジウム「倫理と哲学」「政治と経済」「方法と技術」 午後・夜：部会別見学ツアー(1)と夕食会
- 7日(月) 午前：部会別シンポジウム続行 午後・夜：部会別見学ツアー(2)と夕食会
- 8日(火) 午前：シンポジウム総合討論 午後：シンポジウム総括報告 夜：世界遺産条約セミナー
- 9日(水) 午前：総会第二部 次期本部役員選挙 午後：各種決議採択 閉会式 夜：ブルガリア首相主催パーティー
- 10日(木) 朝：コース別エクスカーション出発
- 11日(金) = 西南・MELNIK方面 南・ZLATOGRAD方面 東・NESSEBUR方面 東北・MADARA方面
- 12日(土) 夜：ソフィア帰着

総会とシンポジウムに参加した日本イコモスの会員は、本特集号の執筆者、すなわち9名です。うち、役員会議に出席したのは2名(伊藤氏と私)で、エクスカーションに参加したのは6名(足達、大河、片方、坪井、西村、森下の各氏)でした。

## 目次

1996年ICOMOS諮問委員会報告 .....	石井 昭	2
第11回ICOMOS総会報告 .....	石井 昭	4
—— 出席者寄稿 ——		
足達富士夫 総会の印象2、3 .....		6
伊藤 延男 イコモス第11回総会を終えて .....		8
大河 直躬 イコモス・ソフィア総会の感想 .....		9
片方 信也 歴史的市街地の開発と保存に関する21世紀に向けての課題を考 える — 第11回ICOMOS総会・シンポジウムに参加して .....		10
坪井 清足 ブルガリア瞥見 .....		12
西浦 忠輝 イコモス総会はブルガリアに良く似合う? .....		13
西村 幸夫 イコモス第11回総会がブルガリアで開催される .....		14
森下 満 第11回イコモス・ソフィア総会に参加して .....		15
お知らせ .....	事務局	19



# 1996年ICOMOS諮問委員会報告

石井 昭

ICOMOSの規約によれば、国内委員会委員長と国際専門分科委員会委員長の全員ををもって構成する「諮問委員会」は、毎年1回、定期会議を開いて、会長以下の執行部各位から報告を受けるとともに、当面の活動方針などについて審議し、執行部に対して勧告を行なうものとされている。慣例では、ほぼ同じ期日を選んで「執行委員会」が召集されるので、双方合同で会議を持つことも多かったという。第11回総会を目前にした今回の会議もその例外ではなく、先ず10月3日午前に C. ANON 女史を議長として諮問委員会が開かれ、次いで同日午後と翌4日午前に R. SILVA 氏を議長として合同会議が開かれた。両会議の席上、報告・了承あるいは審議・決定された事項は極めて多岐にわたるが、それらを整理したうえで要点のみを摘記すれば、おおよそ次の通りである。

〔ICOMOSの全体像〕 第10回総会（1993年、コロンボ）からの3年間に ICOMOS は着実に成長した。今次承認分を含めると、国内委員会の数は78から88へ、国際専門分科委員会の数は14から16へと増えた。現在、会員総数は約5300名に及んでいる。

〔新事務局〕 フランス文化省とパリ市当局の支援により本部事務局は本年（1996年）7月15日をもって移転を完了し、永年の懸案が解決した。新アドレスは 49-51 RUE DE LA FEDERATION, 75015 PARIS (TEL. 33-1-45676770, FAX. 33-1-45660622) で、位置的にユネスコに近いので便利である。資金難のため整備はまだ進んでいない。

〔ブルー・シールド〕 ユネスコの提唱により、文化遺産の危機管理を目的とする国際機関を創設するべく、さまざまな努力が続けられていることは、周知の通りである。本年7月20日、J.L. LUXEN 氏が出席した会議において、ICOMOS、ICOM、ICA、IFLA の NGO 4団体は相互に協力して INTERNATIONAL COMMITTEE OF BLUE SHIELD を設立するとの合意に達し、その規約を制定した。正式の調印は本年中に行なわれる見込みである。

〔世界文化遺産〕 WORLD HERITAGE CONVENTION（世界遺産条約）の適正な運用にかかわる ICOMOS の使命は重大である。登録候補物件の審査受託だけでなく、人材養成、理論的研究、技術的支援、モニタリングなど、将来に向けて果たすべき役割は多い。当面、アジア、オセアニア、アフリカ、ヨーロッパ、アメリカといった地域ごとに国内委員会が協力して取り組むことが望ましい。

〔アフリカ地域〕 世界遺産条約の施行をアフリカ地域で拡大するべく、その具体策を研究するための会議が1995年10月、ユネスコとジンバブエ・イコモスとの共催によりハラレで開かれ、会長 R. SILVA 氏が出席した。1996年4月にはマリのバコマで、また7月にはエチオピアのアディスアベバで同様の会議が開かれ、事務局長 J.L. LUXEN 氏が出席した。アフリカ地域では、こうした会議が契機となってイコモス国内委員会を創設する国が増え始めたので、今後とも努力を続けなければならない。

〔研究課題〕 文化遺産の保存に関する理論的研究を深化させることは、国際的な専門家集団としての ICOMOS にとって、最も重要な使命である。AUTHENTICITY をめぐる論議は過去数年間、ノルウェー、カナダ、イタリア、日本、チェコ、ブラジル、アメリカなどの貢献によって著しい成果をあげた。CULTURAL RIGHTS, 20TH CENTURY HERITAGE, INDUSTRIAL HERITAGE, TRADITIONAL HERITAGE, CULTURAL ROUTES, CULTURAL LANDSCAPE, CULTURAL TOURISM 等々、今後の研究課題も少なくない。

〔SCIENTIFIC JOURNAL〕 ICOMOS の専門誌として1993年に創刊された。95年次の第1冊は THIRTY YEARS OF ICOMOS、第2冊は ETHICS, PRINCIPLES AND METHODOLOGY、96年次の

第1冊は ICOMOS IN AFRICA と題してそれぞれ刊行されたが、そのあと中断している。年刊2冊の原則を守るべく建設的な提案をもって国内委員会や国際専門分科委員会が EDITORIAL BOARD に協力することが望ましい。編集はパリの本部で、製作はハンガリーまたはスリランカで行い、頒布は UNESCO-ICOMOS DOCUMENTATION CENTER に委ねる。

[TWENTY BOOKS PLAN] コロンボ総会で合意された当初の計画では、1国1冊形式の MONUMENTS AND SITES に関する書物を世界4地域（アフリカ、アメリカ、アジア・オセアニア、ヨーロッパ）各5ヵ国について作成する予定であったが、現在のところ18ヵ国にとどまっている。エジプト、南アフリカ、ジンバブエ、ボリビア、カナダ、キューバ、ドミニカ、ジャマイカ、オーストラリア、インド、イスラエル、日本、スリランカ、ブルガリア、キプロス、チェコ、ハンガリー、ロシアで、うち13ヵ国分が完成し、5ヵ国分が印刷中である。完成した13冊は今次総会で販売する。

[国内委員会年次報告] 本部事務局は毎年、各国内委員会に ANNUAL REPORTを提出するよう求めてきたが、必ずしも徹底していない。来年以降の改善策は、地域担当の4人の副会長に委ねることとする。併せて、地域内交流の活発化を図る。

[イコモス・カード] われわれの ICOMOS CARD は残念ながら ICOM CARD に比べると魅力に乏しい。後者の場合、各国の主立った博物館に無料で入場できる特典がある。われわれのカードについても、記念建造物、史跡、博物館等への入場の際に特典が与えられるよう、各国内委員会がそれぞれの国で運動すべきであろう。

[財政状況] ICOMOS本部の財政状況は甚だ悪く、すでに累積赤字が約150万フラン・フラン（約30万米ドル）に達しており、ほとんど破産状態である。ICOMOS NEWS の発行、職員給与の支払いも滞りがちで、このまま推移すれば事務局を閉鎖しなければならない。主な原因は、会費の滞納、受託事業の不振、補助金・寄付金の減少である。今次総会で選出される新執行部にとって、こうした事態から脱するための抜本的対策が、最大かつ緊急な課題となる。

[会費収入] ICOMOS本部へ納入される会費の額は個人会員、団体会員、賛助会員の別によってそれぞれ異なるが、全部が完納されたとしても、その総額は年間必要予算のおよそ35パーセントにすぎない。途上国などの経済事情に配慮すれば、現段階で個人会員の会費（年額145フラン、約29ドル）を改訂することは不可能である。収入増のためには、どうしても他の方策を探求しなければならない。

[総会のための委員会] 10月5日に始まる総会の会期中、規約に従い、CREDENTIALS COMMITTEE（投票資格委員会）、CANDIDATURES COMMITTEE（選挙管理委員会）、RESOLUTIONS COMMITTEE（決議準備委員会）を設置する。また、ICOMOS財政の実態にかんがみ、独立別個の決議案を準備するため、COMMITTEE ON PROGRAM AND BUDGET（事業・予算問題委員会）を特設する。これらの委員長と委員については、執行部メンバーと諮問委員会メンバーの中からあらかじめ候補者を選び、総会冒頭で承認を求めるものとする。

[各種会議の開催地] 本年は、3月にビューロー会議をイスラエルで、6月に執行委員会・ビューロー会議をパリで、このほど諮問委員会・執行委員会・ビューロー会議をソフィアで開催した。ICOMOSの存在をアピールする意味で諸国巡回方式は効果的である。来年（1997年）は、なお未確定ながら、ほぼ同様のスケジュールをパリ、ブエノスアイレス、フェズで実施したい。

（以上、諮問委員会報告）

ソフィアの国立文化宮殿で開かれた今次総会は全5日間に及んだが、実質上、中心の3日間は「国際シンポジウム」であった。この「総会」報告では、初日と最終日(10月5日と10月9日)に行なわれた「狭義の総会」について述べる。

#### <開会式>

初日は慣習どおり開会式をもって始まった。議事次第の採択、議長・副議長などの指名と承認、議長 T. KRESTEV 氏(ブルガリア・イコモス国内委員会々長)の挨拶、ICOMOS 会長 R. SILVA 氏(スリランカ)の挨拶、姉妹組織 ICOM、ICA 等の代表者の祝辞、GAZZOLA PRIZE の授与、と続いた後、総会記念出版物の贈呈という一幕があった。日本イコモスを代表して私も MONUMENTS AND SITES の JAPAN 編を1冊ずつ壇上に居並ぶブルガリアの首相と文化大臣に進呈した。次いで、首相 ZH. ZHELEV 氏の祝辞、文化大臣 I. MAZAROV 氏の祝辞があった。

#### <作業委員会の設置>

議事の冒頭は会期中の実務を担当する4委員会の設置であった。前日までの役員会議で準備された原案に沿い、①投票資格委員会、②選挙管理委員会、③決議準備委員会、④事業・予算委員会が、それぞれ異議なく承認された。委員の指名では、私も④のメンバーに加えられた。そのため以後3日間、個人的な自由度を大幅に失う結果になった。

#### <総括報告>

次に、執行部3役によるコロombo総会(1993年)以来3年間についての総括報告が行なわれた。会長 R. SILVA 氏は、アジア、中南米、アフリカ地域において国内委員会が相次いで創設された事実を強調したうえ、ヨーロッパ起源の ICOMOS が今や真に世界的組織に成長したと述べ、いささか自賛的な評価を示した。事務局長 J. L. LUXEN 氏は、世界遺産条約、ブルーシールド運動、等との関連において ICOMOS の果たすべき役割が著しく増大したこと、世界各地で頻繁に開催されるシンポジウム等を通して遺産保存に関する広範な研究が進展しつつあること、少数精鋭をもって本部事務局が健闘していること、などを理路整然と報告した。転じて、会計部長 J. JESSURUN 氏は、ICOMOS 本部の財政状態が年々悪化の一途をたどり今や破産寸前である旨を告げ、財政再建のために議論ではなく行動を起こさなければならないと訴えた。

#### <シンポジウムとポスターセッション>

午後、議事が一段落した時点で、HERITAGE AND SOCIAL CHANGES を統一主題とする国際シンポジウムが始まった。また、ポスターセッションも開幕した。前者については、RAP- PORTEUR として活躍した西村幸夫氏からの詳しい報告に期待し、本稿では言及しない。後者に関しては、日本からも羽生修二氏・福川裕一氏らのグループが「ホイアン保存プロジェクト」を紹介する12枚セットの力作を提出しており、好評であった。窓際の隅角部という最善の展示ブースが与えられたことも付言しておこう。

#### <次期本部役員選挙>

最終日(10月9日)の午前中、次期本部役員選挙が行なわれた。前日まで忙しい作業を続けた「投票資格委員会」からの報告によれば、所定の会費を完納し投票資格を認定されたのは61ヵ国で、有権者総数は委任状提出者を含め726人であった。投票は役職別に行なわれ、会長・事務局長・会計部長については現職者各1名のみが候補であったため信任方式、副会長については候補7名から5名連記、執行委員については候補20名から12名連記という方式が採られた。当選者は別表の通りである。日本イコモスとしては、アジア・オセアニア地域担当を期待できる J. PHARES 氏(レバノン)が副会長に当選し、わが西村氏が第3位の高得票で執行委員に当選したことを喜びとしたい。

#### <事業・予算委員会>

午後には多くの議事があった。まず、J. DOMICELJ 女史(オーストラリア)を委員長とする「事業・予算委員会」が、あらかじめ与えられた任務に即して、新執行部への要請を内容とする総会決議案を提出し、可決された。その骨子は以下の通りである。

[財政再建] ICOMOS 財政の抜本的改善を全うするため新執行部内に会計部長を主査とするワーキンググループを早急に設置すること。受託事業を拡大して増収を図る一方、継続性のある補助金・寄付金を獲得すること。会費は現行どおり個人会員145フラン(約29ドル)、団体会員1050フラン(約210ドル)とし、余裕のある国内委員会には自主的な



President

Mr. Roland SILVA (Sri Lanka)

Secretary General

Mr. Jean-Louis LUXEN (Belgium)

Treasurer General

Mr. Jan JESSURUN (The Netherlands)

Vice Presidents

Mr. Mamadou BERTHE (Senegal)

Mr. Joseph PHARES (Lebanon)

Mr. Esteban PRIETO (Dominica)

Ms. Christiane SCMUCKLE-MOLLARD (France)

Ms. Ann WEBSTER-SMITH (U. S. A.)

Executive Committee Members

Ms. Carmen ANON (Spain)

Ms. Maria de la NIEVES ARIA INCOLLA (Argentina)

Mr. Dinu BUMBARU (Canada)

Ms. Sheridan BURKE (Australia)

Mr. Sherban CANTACUZINO (U. K.)

Ms. Margaretha EHRSTROM (Finland)

Mr. Todor KRESTEV (Bulgaria)

Mr. Saleh LAMEI (Egypt)

Mr. Francisco Javier LOPEZ MORALES (Mexico)

Mr. Dawson MUNJERI (Zimbabwe)

Mr. Yukio NISHIMURA (Japan)

Mr. Giora SOLAR (Israel)

割増拠出を呼び掛けること。賛助会員を積極的に勧誘し、会費は協議により個別に決定すること。DOCUMENTATION CENTER は独立採算制に切り替えること。ICOMOS NEWS の定期発行は全会員のための最優先事業とし、公告掲載を含め、出費減の方策を探ること。

〔共通研究課題〕 今回の国際シンポジウムの成果を踏まえて WISER USE OF HERITAGE を ICOMOS 会員の共通研究課題とし、これを次期事業計画へ組み込むこと。

<決議採択>

さらに、N. BOUCHE 女史 (フランス) を委員長とする「決議準備委員会」が会期中にまとめた多項目の決議案を提出し、逐条的な審議を経て、全文が可決された。

〔謝意表明〕 今次総会を後援したブルガリア政府、ZH. ZHELEV 首相、I. MAZAROV 文化大臣。周到な準備をもって今次総会を成功へ導いたブルガリア・イコモス国内委員会の会長 T. KRESTEV 氏。総会参加者の一部に渡航費を支給した PAUL GETTY 財団。等々。合計 10 以上の団体名・個人名を挙げて謝意を表明した。

〔ICOMOS 事業計画〕 文化遺産の保存に関連する多種多様な用語の定義を明確化すること。現今の状況に即応するよう CULTURAL TOURISM CHARTER を当該国際専門分科委員会において改訂すること。農業の近代化に伴って伝統的農村景観が地中海周辺をはじめ世界各地で危機に瀕している実情にかんがみ、各国内委員会の連携のもと、保護方策を研究すること。等々、計 7 項目。ICOMOS の事業計画へ組み込むよう執行部に要望した。

〔特定事例〕 社会体制の変革が進行中のブルガリアの場合、所有権の如何にかかわらず重要な文化遺産を永続的に保存できるよう施策を講ずるとともに、人材を確保し機構を整備する必要があること。破壊と消滅の危機に直面している旧ユーゴスラビア領内の文化遺産に対し、広範な国際協力による保護措置を講ずるために、ICOMOS は UNESCO と連帯して行動を起こすべきであること。沈船タイタニック号を脅かしつつある最近の不当な商業主義的発掘を糾弾するとともに、当該海域を一種の文化史跡として尊重するよう各国政府に UNESCO を通じて要請すべきであること。以上を含め計 5 件。ICOMOS 総会の名において決議された。

<公式宣言文書>

各国の国内委員会に草案を送付することにより過去 2 年にわたって検討されてきた 2 種の DOCTRINAL TEXT が上程され、異議なく承認された。第 1 は、THE ICOMOS CHARTER ON THE PROTECTION AND MANAGEMENT OF UNDERWATER CULTURAL HERITAGE、第 2 は PRINCIPLES FOR THE RECORDING OF MONUMENTS, GROUPS OF BUILDINGS AND SITES である。

<閉会式>

再選された R. SILVA 氏が次期 3 年間への期待を込めて就任の挨拶を行なったあと、メキシコの国内委員会々長 C. FLORES-MARINI 氏が第 12 回総会 (1999 年) を、またジンバブエの国内委員会々長 D. MUNJERI 氏が第 13 回総会 (2002 年) を、それぞれ自国へ招致したい旨、堂々と発表し、今次総会は幕を閉じた。

(以上、総会報告)



1.

大会の初日は、いきなり舞台の端にならんだ、民族衣装の10人ばかりの女性の民謡からはじまった。それはなかなかよかったが、最初私は日本でいえば日本舞踊を披露するような、お国ぶりを示すありきたりの演出とうけていた。ところがこれはもっとブルガリアのひとびとの生活にとけこんだ歌であり衣装であるらしいことが、あとでわかった。会議のあとのツアーでいったShiroka Lukaという南のほうの山のなかの小さな町に、国立の民族音楽の高校があり、中学・高校の年齢の少年たちが全校で200人、むずかしい入試をへて全国からあつまって、7年間民族音楽を専門に修行し、そのあとソフィアやプロヴディフの大学のコースに進むのだという。それくらい日常化した大切な伝統文化なのである。

私はたぶん最初期からの日本イコモス会員だが、国際総会に出席したのはこんどがはじめてである。公式には70ヶ国から513名の出席となっているが、実際には400名ぐらいか。日本からは10名が出席。第1日目ほとんど儀式に終始したのには少々おどろいた。最初の開会宣言のあと、大会議長など大会役員の選挙、イコモス会長の挨拶、ガゾーラ賞の贈呈、名誉会員の選出、ブルガリア共和国文化大臣の挨拶、だれのなにというふうに挨拶めいたものがつづき、午後になってやっと国際シンポジウムのテーマの説明という多少とも実質的な議事があらわれた。もっとも実質的というのは、私のようにシンポジウムで報告を予定しているものにとらえ方で、えんえんとつづいた挨拶やこれまでの活動の報告などのほうが、イコモスの活動にとってはずっと「実質的」なのだろう。イコモスのような「金と力のない」NGO組織では、ブルガリア大統領のメッセージや首相主催のディナーなどをならべるといって「形式」が、組織の活動を国のひとびとに印象づけ、その価値を理解してもらうより「実質的」な効果をもつだろう。

大会の大きな関心事のひとつは、やはり最終日の役員選挙である。会長（スリ・ランカのRoland Silva氏が再任）、事務局長、5名の副会長が選ばれたあと、常任理事の選挙があった。これは各国からの20人ほどの立候補者のなかから12人をえらぶ選挙で、得票順に当選がきまる。日本からは西村さんが立候補された。舞台裏では、アジアブロックからは誰というふうにさまざまな駆け引きがあるらしい。その間の事情は私は知らないが、石井会長は奮闘されたようだ。西村さん自身の以前からのイコモスへの貢献も目だっていた。西村さんはめでたく第2位で当選された。

2.

総会の総括ともいえるべき最終日の報告は全会一致で採択された。いずれニュースで紹介されるだろう。ここでは私の印象にのこったことを2、3あげるにとどめる。

1) 文化財のauthenticity、つまりなにが「ほんもの」の文化財かをめぐっては、2、3年前奈良で国際的な討論が行われたが、今回の総会でもシンポジウムでもこのことはしきりに話題になったし、まだ合意をみるにいたっていないようである。とくにアフリカ、アラブ、アジア、オセアニアなどの非西欧世界でさらに検討を深める必要がのべられた。文化財問題のいわば憲法になっている「ヴェニス憲章」は1965年に第2回イコモス国際大会で採択されたものだが、当時の参加者は主に西欧諸国で、その考え方は主として西欧文化にもとづいたものだった。その後加盟国がふえるにつれて憲章の内容も修正されてきたらしいが、全世界70ヶ国にひろがった今日、文化遺産のように、地域の宗教、哲学、技術に相渉る領域では、考え方が多様化するのとは当然である。さしあたり多様な考え方、とくにマイノリティの考え方を尊重しようという方針が合意された。

またこのことに関連するが、ヴェニス憲章を具体的に適用するさいの、「文化遺産の保存・修復の基準と方法」を検討する特別委員会を設置することが、常任理事会に要請された。

2) 今回の総合テーマは「文化遺産と社会変化」だが、やはり社会主義体制の崩壊という大社会変化は、文化財にも大きな影響をもたらしているようだ。ロシア、ブルガリア、旧ユーゴなどの文化遺産が、おそらく不十分な維持管理（それにたぶん地域紛争）や土地建物の私有化のために、文化財だけでなく周辺地区までおびやかされているので、個人所有とは別に国がその保存に努力すべきことが当事国の政府、国内委員会等に要望された。

3) 文化観光の盛況はやはり、世界中で文化財に周辺も含めた破壊をもたらしているらしい。文化財を観光に利用する際、文化財の精神的価値を尊重すること。

4) その他農業近代化にともなって消えつつある伝統的農業景観、アフリカの伝統建築遺跡などの保存の必要について指摘があった。またタイタニック号の沈没海域を、ひとつの歴史的なsiteとして尊重すべきことがのべられたのは、ちょっと虚をつかれたおもしろい。そういえば最近船の財宝かなんかをねらった調査がおこなわれていることを新聞でよんだ記憶がある。死者の眠りをさまたげるということでは古墳の発掘もおなじだろうが、それが商魂でやられるのが困るということだろう。船や財宝の帰属関係は知らないが、これは歴史遺跡という見方からすれば「盗掘」にあたるかもしれない。「倫理と哲学」は大会のサブテーマのひとつであった。

### 3.

報告にたいする意見・質問がもとめられたとき、イスラエルのひとが、イェルサレムの「壁」の保存に留意してくれるよう発言した。私は一瞬ドキッとした。パレスチナはどうするか……。しかしこれは私の政治および会議にたいする無知で、イスラエル国内のことなら問題はないわけだし、またこの発言（declaration）は、ただ発言するだけのものだ。それに幸か不幸かパレスチナからは出席していなかったようだ。それでもこういうちょっとハッとするようなことのおこるのが、無責任な立場でいうと国際会議の綾のようなものでおもしろいところだ。

またうしろのほうの席にうるさ型のひとがいて、「要請というが、いったいだれに要請するのか」（拍手）とか「アラブとイスラムが一緒のようないかたをするが、ふたつは別だ」という意味の質問のようなクレームのような発言をした。けれども全体として会議が和気あいあいというか、たんたんというか進化したのは、国際政治がまったく無縁ではないにしても、やはり文化財という主題の性格によるところが大きいと思われた。

財政の逼迫は最終日の報告のなかでものべられたとおもうが、前の席にいた某国の出席者から私のとなりにおられた伊藤さんにメモがまわってきた。「あなたは財政状態を多少とも緩和するために500ドルばかり拠出するポテンシャルをもつか」といった文言である。さしあたり2、30人も賛成があつまれば、ずっと賛同者が増えるだろうというのである。このひとはあとで、出席者有志から2万ドルばかり拠出する旨の発言をして盛大な拍手でむかえられた。こういう対応の仕方はなかなかスマートで感心した。

私は精励勤、石井委員長の厳命もあって、5日間の会議を、一部ぬけだしたほかは皆勤してしましたが、結局おもしろかったし、言葉の壁にもかかわらず大きな刺激をうけた。

次回（3年後）はメキシコ、その次はジンバブエでの開催がきまったが、無責任を承知でいえば、その次ぐらいには日本も名乗りをあげてもいいのではなからうか。



## イコモス第11回総会を終えて

伊藤延男

このたびソフィアにおいて開催されたイコモスの総会に出席して得た印象を、個人的な感想も含めて、申し述べたい。

いわゆる東欧の一国であるブルガリアで行われた今次総会は、成功であったか。出席者数から直観的に見て、規模は中程度であったと考えられた。出席者の実数を把握することはなかなか困難だが、配布された最終参加者一覧のうち delegate とされる人の数を拾うと、371名となった。確かにこの数字は過去の例に較べて決して多くはない。いわゆる歓迎イベントも決して豪華とはいえなかった。

にもかかわらず、この総会は出席者に快い印象を多く与え、成功であったと言ってよい。第一は、首相まで挨拶に現れるこの国の熱意、第二は、周到な会議の準備であった。これは、温厚誠実なクレステフ委員長の人格の反映といえる。とりわけ私が最も深い感銘を受けたのは、二つの合唱であった。一つは教会での祈りに由来し、他はコーカサス平原の風を思わせるものであった。地図を見ただけでは思いつかない東欧の位置を実感し、心からブルガリアに来てよかったと思った。

総会行事は、必然的に、儀式とシンポジウムに分かれる。前者のうちでは、新役員の選挙が最大のイベントとなるが、その時はしなくもイコモスの実体が現れる。

イコモス加盟国（正確には加盟国内委員会と言うべきだが）は、総会直前に3ヶ国が承認されて88ヶ国となったが、投票できたのは61ヶ国であった。残りの国は、会費滞納のため投票権を失った。イコモスには元来滞納国が多い。九月末までにキチンと会費を完納していた国は34国に過ぎず、他は駆け込み払いであった。総会直前の一覧表が配布され、該当国が屈辱的リストと怒りだしたが、これは怒る方が間違っている。こういう体質がある限りイコモスは良くなる。特にアジア・オセアニア地域はひどい。この地域には50程の国があるが、加盟国は14ヶ国に過ぎず、しかもうち5ヶ国が滞納している。

イコモスは近年地域化を進めている。私は当初アジアについては時期尚早であると反対したが、決定してからは、この地域担当副会長として、加盟国の増加と滞納国一掃に尽力した積もりであるが、結果ははなはだ不満足に終わってしまった。残念に思っている。

次にシンポジウムについてみると、入念に企画され、進行したことを賞賛したい。これにはクレステフ氏に英国のカンタクチーノ氏の全面協力があつたからである。庄巻はカンタクチーノ氏の総括報告であった。今回の発表論文ばかりでなく、最近の関連論文を悉く参照し、的確な論評を加えたものであつたから、盛大な拍手がしばし鳴り止まぬほどであった。氏はルーマニア王室の出とこであるが、幼年より英国で教育を受け、かつてはアーキテクチュラル・レビューの編集長を勤めた人である。この経歴が今回の報告を極めて生彩のあるものとさせたに違いない。

この報告の中には「オーセンティシティー所産から過程へ」という一項がある。この中では、奈良会議の成果（結論はカナダのストーベル氏の執筆）が高く評価されており、私の論文「アジアおよび日本の文化遺産に固有なオーセンティシティー」まで引用されているのは光栄に思う所であった。余談になるが、この私の論文は、ロシアで編集集中のオーセンティシティー論集にも収録されることになっている。私が率直に述べた意見が世界の理解と共感を得て、文化遺産保存の基礎理論の発展に一つのインパクトを与えたと喜んでいる。

イコモスは、文化遺産の保存に関心を持つ専門家の世界的集団として、高邁な理念を掲げて世界をリードする役割を持つ。1965年に創立されたときの理念はベニス憲章に集約されていた。それ以来、イコモス内部でのリーダーシップを執っていたのは、西欧諸国であった。だが今では、かつての指導者であったルメール氏、パラン氏等は、姿を見せず、或いは来場しても多くを語ろうとしない。かかる西欧の没落は、六年前、会長擁立に西欧が失敗した時に既に始まっていたと見て差し支えない。

それから六年、私に責任の一端もあるが、現在まで執行部は新しい道を切り開く努力をしなかった。その結果、財政的にも破産に直面し、活動も行き詰まった。私はイコモスの現状をこのように深刻に考える。

しかし今、新しい世代の台頭をみる事ができる。カンタクチーノ、ストーベル両氏はその代表とみてよい。現会長の任期が終了する三年後こそ、イコモス再生の好機であろう。日本もイコモスに新しい風を吹き込むべく、三年後を目指すべきである。

これが第11回イコモス総会を終えての感想である。

[追記] 申し遅れたが、西村さん高位当選おめでとう。大変だがよろしく。ご活躍を祈る。





## イコモス・ソフィア総会の感想

千葉大学名誉教授 大河直躬

イコモスの総会には今回初めて参加しました。昨年定年退職して多少余裕ができ、また修復についての現在の各国の考え方を知りたいと思い、参加し報告発表することにしました。ブルガリアという未知の国の風土と文化も魅力的でした。

私が出席したのは、10月5日午前のオープニングセレモニーに始まる5日間の大会日程と、それに続く3日間のエクスカージョンです。それぞれが興味ぶかいものでしたが、6・7日の午前に行われた国際シンポジウムについての感想を、以下に記します。

国際シンポジウムは、A. Ethics and Philosophy、B. Politics and Economics、C. Methodologies and Techniques の3部門に分かれていました。発表数は、A-38、B-45、C-34でした。発表内容は、少数のもの以外は部門による差異は少なかったと思います。保存・修復の問題の多くが、3部門のいずれにも係わるからでしょう。

各部門は、さらに4トピックに区分され、午前9時から12時半まで2トピックずつ、発表と討論が行われました。午後から夜にかけては、近隣の文化遺産の見学でした。

私が参加したのはC部門で、C1-Principles, Politics, Authenticity、C2-Specific Method、C3-Urban Conservation, Cultural Landscape、C4-Technology, Information, Documentation の4トピックに分かれていました。私の「阪神大震災における歴史的建築およびインナーシティの被害とその再建」に関する発表は、C1に入っていました。

面白かったのは、発表の数が予測より多かったことで、実際に口頭発表する人と、そのサブステイユートに、ほぼ5対3の割合で分けられていたことです。私はサブに入りましたが、旧知のラールセン教授が欠席のため、急遽口頭発表することになりました。

C部門の発表を通して聞き、4日目の各部門の総括報告を聞いたあとの第一の感想は、保存と修復についての課題と考え方が急速に変わってきたな、ということでした。

個々の発表の対象も、古代から近世までの個別建築の修復を扱っているものは非常に少なく、その多くは、バナキュラーな建築の群（集落・町並み・都市）か近代建築の保存・修復・活用を扱っていました。

また、そのような課題へのアプローチの方法は、ベニス憲章におけるオーセンティシティの考え方より、はるかに広がっているように感じました。そのことは、発表・討論・総括で使われた、次のようなキーワードから知っていただけたと思います。

Historic Landscape, Cultural Landscape, Urban Conservation, What is behind it, From Fabric to Activity, Living Social Space, Significant Use, etc.

また、奈良会議における日本のオーセンティシティの考え方は、すでに多数の人によって認められ、また積極的に評価されているように感じました。

このような保存・修復についての、世界の考え方の変化については、これから日本国内でさらに詳しく検討してゆく必要があるでしょう。

また、具体的な課題については、現在の日本における課題（登録制度による多数の文化遺産の保存、近代建築の保存と活用、都市計画と保存の関係、自然景観を含めた保存等）が、現在の世界共通の課題であることも実感しました。

なお、私個人の口頭発表は、阪神大震災におけるインナーシティ地区の再建問題に重点を置きました。どちらかというと美しい町並みや教会等のスライドが多い発表のなかで、焼失直後の地区の光景や、荒涼とした現在の風景が目立ったのでしょうか、発表後すぐに地元テレビ局のインタビューを受ける羽目になりました。質問は、日本政府がどのような対応をしたかということでした。他国で自国政府の悪口をいう必要はありませんので、常識的な回答をしておきました。

エクスカージョンは、ローマの遺跡のあるプロブディフを経て、ギリシャ国境近くの山村に行きました。素朴な地元の人々の心温まる歓迎に感激しました。古い民家の生活様式に残るオスマントルコの影響（ディバンを設けた客間等）も興味深いものでした。



## 歴史的市街地の開発と保存に関する 21 世紀に向けての課題を考える

—第 11 回 ICOMOS 総会・シンポジウムに参加して—

片方 信也 (日本福祉大学)

ICOMOS の第 11 回総会とシンポジウムが今年の 10 月 5 日から 9 日までソフィアで開かれた。その後のツアーは 12 日までで、私はギリシャの国境近くまで行くコースに参加した。ブルガリアには今回が初めてなので、美しい町といわれているソフィアをみると同時に、体制変化の後の国民の生活の現実には少しで触れることができることは、楽しみの一つであった。

総会のために開かれた「遺産と社会的変化」をメインテーマとするシンポジウムは 3 つの分科会に分かれており、そのうち私は B 分科会「政治と経済」に参加した。(私自身の発表は C 分科会だったが、日本の参加メンバーの中での報告の分担で B を担当することになった)。

分科会は、さらにトピックの 4 つのサブグループ、B 1 (戦略・参加、訓練・教育)、B 2 (行政、運営)、B 3 (文化的観光)、B 4 (都市計画)があり、それぞれのセッションごとにディスカッションの時間が設定された。

発表論文をもとにあらかじめ提示された論点をひろってみると—

- ①市場経済下の民主主義における国家的、地方的計画ならびに保存のあり方について
- ②開発や保存における政府と地方自治体の役割
- ③開発と観光
- ④個々の市民の役割；協議の過程；環境保護団体
- ⑤保存と開発のための建築家・プランナー、考古学者などの教育・訓練のあり方
- ⑥計画ポリシーの総括部分としての保存
- ⑦古い建築物のなかでの新築建物の調整
- ⑧歴史的建造物・遺跡の判断や保護、記録のシステムなど

発表と質疑で特に印象に残ったことは、次のようなことである。

### 1. 東欧の体制変化にともなう問題

開催国がブルガリアであったこともあり、東欧、とくにブルガリアの開発と保存に関する発表が多かった。重要な問題の一つに、経済危機が進行する中で、保存のための基金の多くを国家の予算の枠内に期待できないということで、歴史的建造物などの所有者の役割が個人的な負担への期待というかたちで求められている。

市場経済への移行という社会体制の根本的な変化の中で、個々の建造物などの所有者がどこまでその意義を理解し、協力が得られるのか、ブルガリアはこのような大きな課題を抱えていることが分かる。

### 2. 市民の意識の高さについて

北欧や西欧などでは、市民の参画への意識の高さが感じられる。例えばドイツの報告では、ライン川の渓谷を守る市民団体の活動が報告されていたが、この民間団体は開発の評価基準やオルタナティブの提案を行う権利が保障されている。こうした市民レベルの活動の水準が東欧などの国々にどのようなかたちで伝えられ交流が進むかが、今後の大きな課題である。ブルガリアのある報告は文化圏として共通項の多いバルカン地域の交流の必要性を強調していたが、こうした視点は 21 世紀にむけてますます重要となるだろう。



開発途上国の報告として、ケニヤとスロベニアの提起が目にとまった（これは論文のみ）。ケニヤの報告はMombasaという歴史都市の保存プロジェクトの紹介で、とくに計画のプロセスでの大衆的な教育の必要性が強調されている。また、建国間もないスロベニアでは非国有化、私有化の変化の中でこれまでの保存の仕組み、パターンが急激に変わり、これからの対応が大きな課題になっている。

### 3. 専門家の社会的役割の重要性

各国とも共通に抱えている問題に、特に建築家・技術者、プランナー、職人などの教育・訓練のあり方がある。たとえばツーリズムが次第に盛んになるにつれて、観光開発がどの国でも遺産保存の課題と深く関わってくるが、討論の中では、多くの建築家が創造性における自らの権利を盾に仕事をしているだけで、景観を維持しようとする意識に欠けていることが指摘された。もっと歴史やそれを生かす技術を学んでほしいという意見である。

こうした専門家がどのような教育と訓練を受けべきかについては、まだ国々によって大きな格差があり、たとえば社会的地位も高く資質も比較的きびしく問われる欧米などと比べて、東欧や発展途上国などでは技術者の社会的保障や仕組みの確立がとくに強く求められている。

### 4. 都市や地域計画の課題

各国とも個々の文化財・遺産の保存とともに、それらを包括する都市計画、地域計画の重要性を指摘している。オランダの報告では、ヨーロッパの歴史的な中心地区の包括的保存を提起し、ヨーロッパは今、ミイラ化するような保存か永久的若さを保つ保存かの岐路に立っているとして、これら都心での人々の生活の再生が大切であるといっている。

アルゼンチンからは、ブエノスアイレスにおける、歴史的な産業用施設（倉庫やタバコ工場など）の用途を変えた再利用の事例が報告されたが、こうした取り組みはそれぞれの国柄を反映している。またイタリアからは、ナポリにおけるツーリズムの都市計画・環境計画の果たすべき役割が指摘されている。

オーストラリアでは、世論の高まりをうけて多くの保存対象が指定されてきたが、いまや何を保存すべきかというよりも誰が保存のために支払うべきかに重点が移行し、所有者に対してその人の所得税の一定割合を保存費用として割り戻しする制度が設立された。こうしたインセンティブを働かせるためには、あらためて都市や地域の全体の計画の役割が問われることになる。

### 5. 文化的景観の意義について

世界遺産の概念をめぐって、あらたにcultural landscapeの概念が問題にされてきている。これについては、イギリスからの報告があり、その内容は文化のプルーリズムを認め、歴史的建築やエコロジーの側面とともに、持続的な発展という視点からも社会的な価値を評価すべきであるというものである。その根底にはそれぞれの国、地域の独自性の支援ということがあると思われるが、とくに注目されるのはsustainable developmentのテーマを組み込んでいることで、社会・経済のソフト面の課題を提起していることである。

景観というものをこのように生活を含めたトータルな存在として認め、これを変化するものとして後世に伝えるという考え方には、個別建築などの構築物のオーセンティシティを論じるのでは済まない重要な意味を含んでいると思われる。今後の議論の発展が期待される。

